

平成26年12月議会

第2委員会報告資料

- 1 報告第71号
交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について . . . 1頁
- 2 報告第72号
交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について . . . 3頁
- 3 平成26年度保育所等整備について . . . 5頁
- 4 新たな中央児童会館の運営・機能等について . . . 7頁
- 5 (仮称)福岡市青少年科学館の事業手法検討結果(案)及び
基本仕様の方向性について . . . 10頁

こども未来局

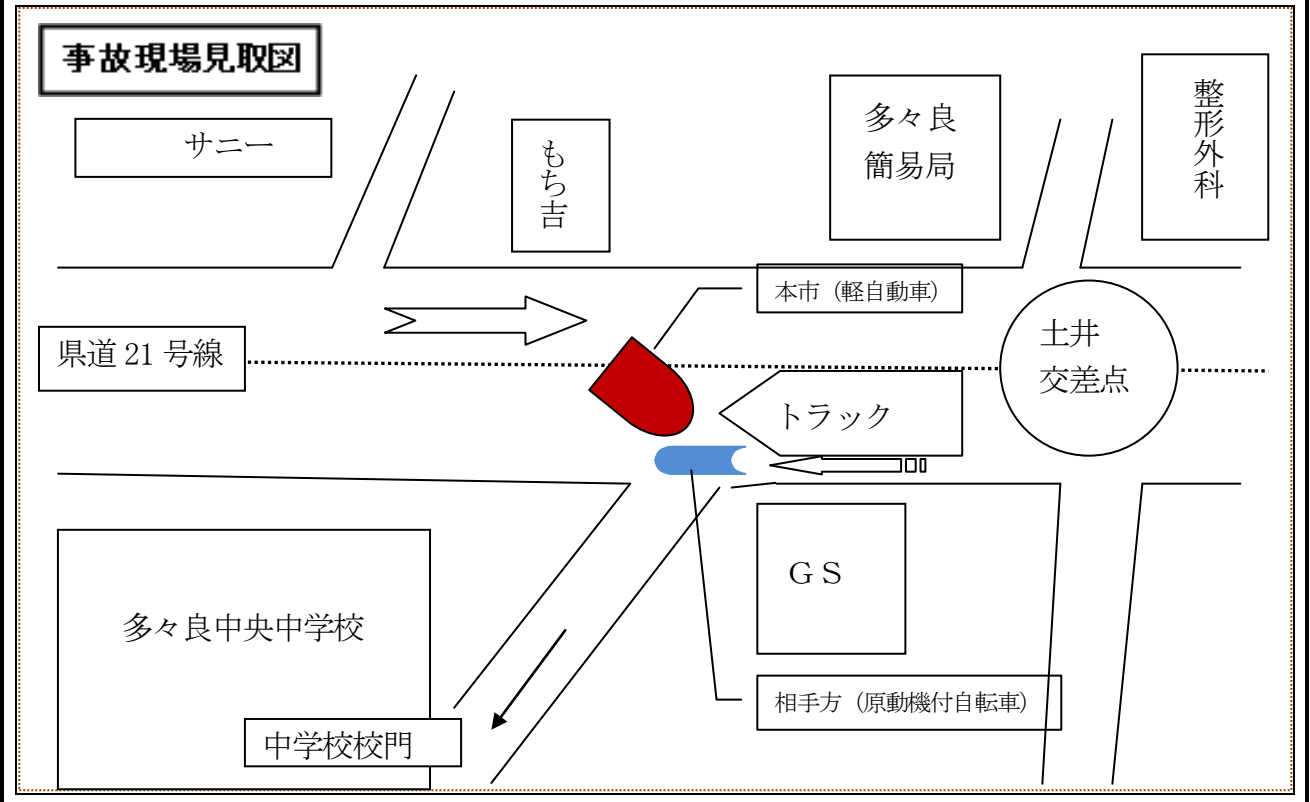
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 26 年 6 月 9 日 (月 曜 日) 午後 5 時 22 分頃 天候 : 曇り			
事故発生場所	福岡市東区八田 1 丁目 5-35 付近 県道 21 号線上			
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			○ ○ ○ ○
事故の概要	<p>平成 26 年 6 月 9 日午後 5 時 22 分頃, こども未来局こども総合相談センターこども支援課職員が, 業務のため同課所管の軽自動車を運転し, 福岡市立多々良中央中学校へ向かう途中, 県道 21 号線の福岡市東区八田 1 丁目 5-35 付近において, 東方向へ進行中, 同中学校校門入口方向へ右折しようとして右折ウィンカーをあげ道路上待機していたところ, 渋滞状況だったため対向車線の大型トラックが停車し, 右折を促された。よって, 右折し進行しようとしたところ, 大型トラック左側から相手方原動機付自転車が直進してきて, 軽自動車の前方右側部分と相手方原動機付自転車の右側面が接触し, 損害を与えたもの。</p> <p>相手方は接触時に転倒はされたが, 警察の現地調査に対応され, その後所有の原動機付き自転車で病院に向かわれたもの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	原動機付自転車のヘッドライト破損, 右ミラーの曲がり, 携帯電話及び衣類損傷 損害額 155,206円・・・(A)	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	右側ライトカバー破損及びバンパー右下部分の損傷 損害額 (修繕料) 75,708円・・・(B)	
過失割合	相手方	2 割・・・(C)	本市	8 割・・・(D)
損害賠償額 (A) × (D) - (B) × (C)	物的損傷の損害賠償額		109,023 円	

事故現場見取図

位置図

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。



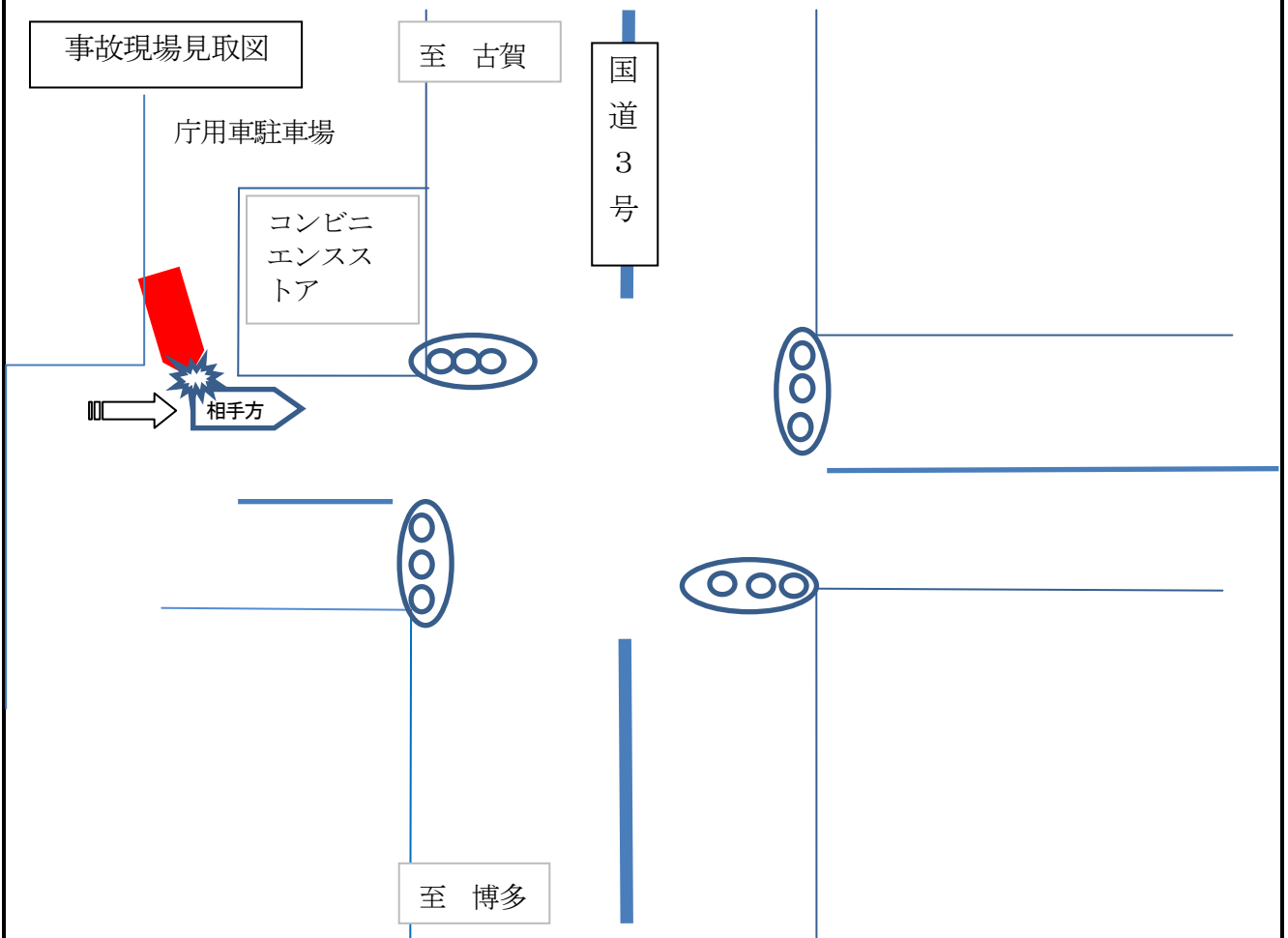
事 故 報 告 書

事故発生日時	平成26年7月7日(月曜日) 午前9時10分頃 天候:雨			
事故発生場所	福岡市東区東浜1丁目5番地付近路上			
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			〇〇〇〇
事故の概要	<p>平成26年7月7日午前9時10分頃、東区保健福祉センター地域保健福祉課職員が、業務のため同課所管の庁用自動車(軽自動車)を運転し、多々良公民館に向かうため、東区東浜1丁目4番にある庁用車駐車場から一般道に左折合流しようとして一時停止した。一般道は、赤信号のため数台の車両が停止しており、信号が青に変わったことを確認した後、前進しようとした。その際、信号に気を取られ、右方向の再確認を十分に行わなかったため、右側で信号停止していた相手車両が前進していたことに気付かず、ブレーキ操作が遅れてしまったため、通過した相手方車両の左後方に接触し、左後方車体及びバンパー等を破損させたもの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	左後方車体、左後方バンパー損傷 損害額 131,933円・・・(A)	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	右フロントバンパー損傷 損害額 55,512円・・・(B)	
過失割合	相手方	2割・・・(C)	本市	8割・・・(D)
損害賠償額 (A)×(D)－(B)×(C)	物的損傷の損害賠償額 94,444 円			

事故現場見取図

位置図

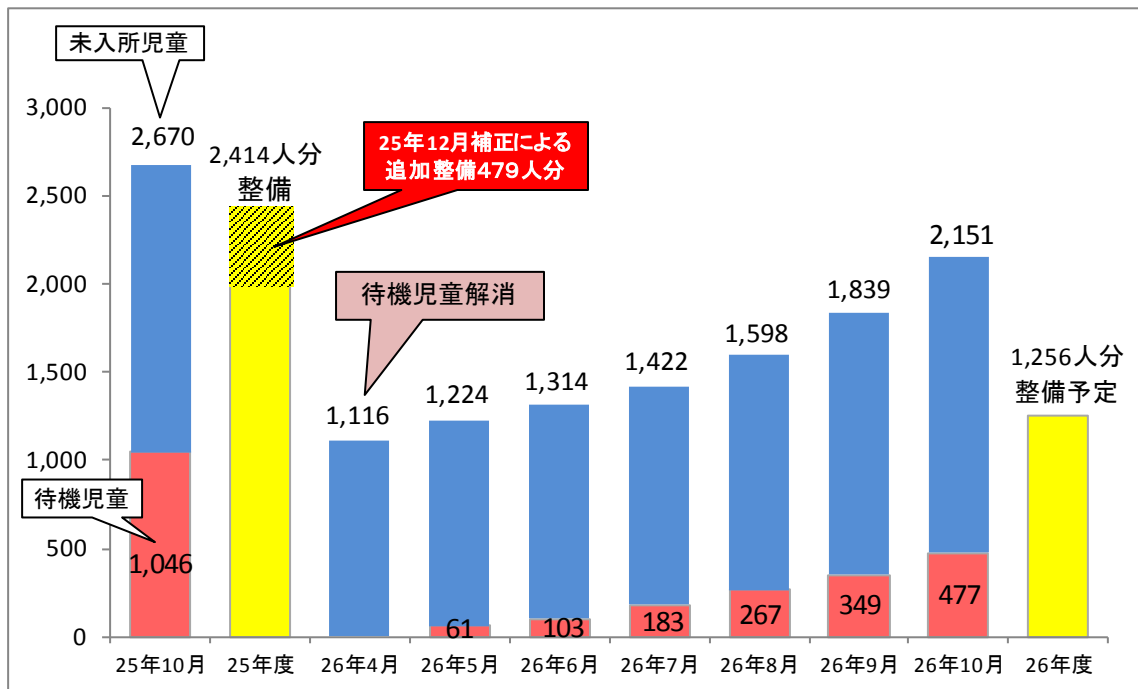
(※)当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。



平成 26 年度 保育所等の整備について

1 未入所児童及び保育所等整備の状況

- 待機児童対策として 25 年度に保育所や小規模保育事業など 2,414 人分の整備を実施。
- 26 年 4 月 1 日時点で待機児童は解消されたものの、10 月 1 日現在の待機児童数は 477 人、未入所児童数は 2,151 人であり、今後も増加する傾向である。
- 26 年度は、11 月末時点で 1,256 人分の整備を予定しているが、待機児童や未入所児童の増加傾向を背景に、今後の保育需要への対応としてさらなる整備が必要である。



● 26 年度の整備状況

(単位：人分)

区分	当初計画	現在の状況	備考
保育所等	1,000	1,187	新築, 増改築, 認可化等
小規模保育事業	150	47	
認定こども園への移行	50	22	幼稚園からの移行
計	1,200	1,256	

※11 月末時点での予定 (整備予定を含む)

【参考】予算の執行状況

(単位：千円)

	当初予算	執行見込	差引
保育所等	2,927,041	2,749,049	177,992
小規模保育	145,400	77,547	67,853
家庭的保育	27,061	21,443	5,618
長時間預かり	267,396	150,013	117,383
計	3,366,898	2,998,052	368,846

2 小規模保育事業の追加整備

- 小規模保育事業などの地域型保育事業については、改正後の児童福祉法において、市町村の認可を得て事業を実施することとなった。
- 26年9月議会での「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例」の制定を受け、平成27年4月開所を対象とした事業者の募集を行った結果、小規模保育事業で41件の申請があったことから、今後は専門部会の意見を踏まえながら基準を満たす事業者を認可していく。
- 今回の小規模保育事業の追加整備に伴う事業者への改修費等の補助金の交付に際しては、26年度の小規模保育事業を含む保育所費の予算の中で対応していく。

※小規模保育事業整備に係る補助金

区 分	限度額	備 考
改修費等補助	2,200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助(安心こども基金) 2/3 ・600万円までは事業者負担なし
家賃補助	4,100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助(安心こども基金) 2/3 ・事業者負担 1/4

【参考】スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ●エントリーシート提出締切(10/20) ●事業計画書等提出締切(11/7) 		開業に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請準備(必要な場合) ・改修工事(必要な場合) ・関係規程の準備 ・職員の確保 等 				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保 育 開 始</div>
福岡市		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">事前審査 (書類確認・現地確認)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認可・確認専門部会 教育・保育施設等</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認可・確認専門部会 教育・保育施設等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">認可・確認</div>	

新たな中央児童会館の運営・機能等について

1. 設置目的

児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき新たな中央児童会館を福岡市中央区今泉一丁目に設置する。

2. 利用対象について

児童福祉法に定める児童を基本とし、新たに中高生の健全な遊び・活動の場・機会を提供するとともに、異年齢・異世代間の交流を育むため、利用対象をおおむね18歳未満まで拡大する。

また、市外からの通学など、多くの方が集まる本市の特性を踏まえ、市外居住者も対象とする。

現行	改正(案)
<ul style="list-style-type: none">・ <u>市内居住のおおむね小学生以下</u>の児童又はその保護者(乳幼児については保護者同伴)・ 子どもの健全育成に関わる個人又は団体	<ul style="list-style-type: none">・ <u>おおむね18歳未満</u>の児童又はその保護者(乳幼児については保護者同伴)・ 子どもの健全育成に関わる個人又は団体

(注) 18歳に到達した高校生を利用対象とするため、「おおむね18歳未満」とする。

3. 機能について

(1) 継続する機能

- ① 発達段階に応じた遊びや活動の場、機会の提供
- ② 乳幼児親子の居場所、相談(子どもプラザ機能)

(2) 新たな機能

① 一時預かり

保護者等が冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために必要なときに、乳幼児を一時的に預かる「一時預かり事業」を実施する。

② 異年齢・異世代の交流

利用対象の拡大を契機に、子どもによる子どものための事業の企画・実施や、子育て支援活動の体験など、乳幼児から中高生までの世代間の交流促進を図る。

③ 地域の取組み支援・人材育成 等

地域で子育て支援活動を行うボランティア向け研修会の実施や、地域に出向く館外活動等の充実を図る。

【参考】新たな中央児童会館 施設配置図・・・別紙(9ページ)参照

4. 利用時間について

新たに拡大する中高生の利用時間，及び乳幼児の利用に特化した諸室の利用時間を踏まえ，施設の利用時間を以下のとおり変更する。

	現行	改正（案）
利用時間	・ 9時から <u>17時まで</u>	・ 9時から <u>21時まで</u> ・ <u>なお，子どもプラザ，一時預かり室の利用は18時まで</u>

(注) 小学生以上の利用については，年齢層ごとに利用可能時間を設定し運用する。

・ 小学生は17時（夏休み期間中は18時），中学生は19時，高校生・団体等は21時まで

5. 受益者負担の設定

新たな機能の充実にあたり，以下の利用については，受益者に対する適正な負担を求める。

①一時預かり室の利用

②付属設備（一般利用に供していない設備）の利用

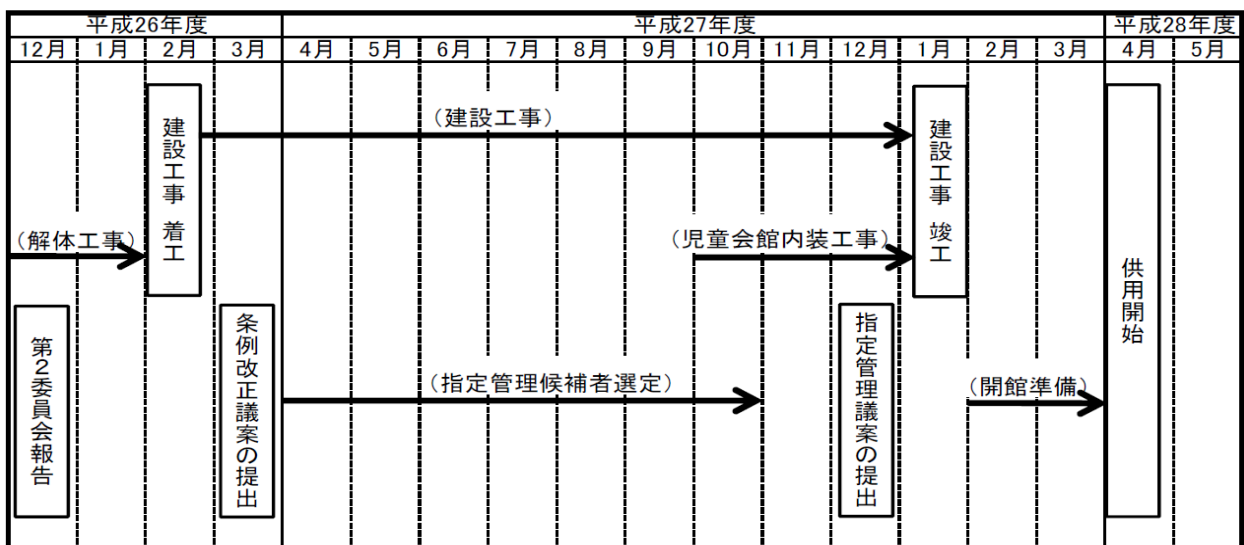
アップライドピアノ，電子ピアノ，ドラムセット，アンプ，CDプレイヤー，陶芸用電子炉

なお，指定管理者の自主的な経営努力の促進，民間ノウハウ活用によるさらなるサービスの向上を図るため，利用料金制度を採用する。

6. 施設の有効活用（目的外利用の導入）について

7階各諸室（集会室，多目的ルーム，音楽室，工芸室，学習室）を対象に，児童を対象とした利用や施設運営に支障がない範囲で，有料による目的外利用の受入れを行うことで，拡充した施設や機能の有効活用を図る。

7. 今後のスケジュール



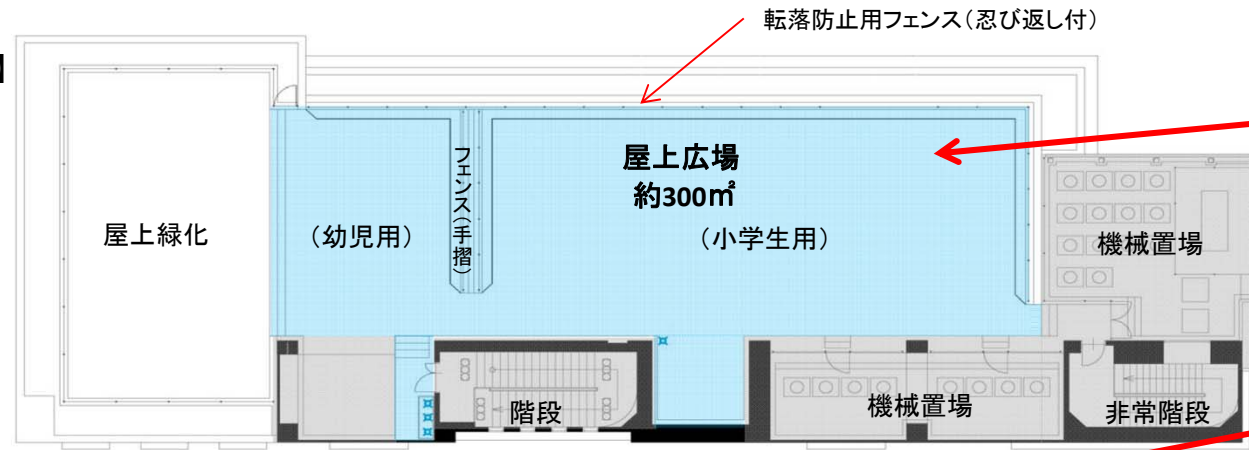
新たな中央児童会館 施設配置図

【別紙】

■新たな中央児童会館の概要

施設面積	公共施設	約 2,500 m ²
	うち児童会館面積	約 1,950 m ² (うち屋上部分約 300 m ²)
施設概要	屋上	屋上広場
	7階	集会室, 多目的ルーム, 音楽室, 工芸室, 学習室
	6階	交流スペース(おもちゃ遊びエリア, ランチ・談話エリア, 図書コーナー等), 総合受付, 事務室等
	5階	子どもプラザ, 一時預かり室, 児童体育室

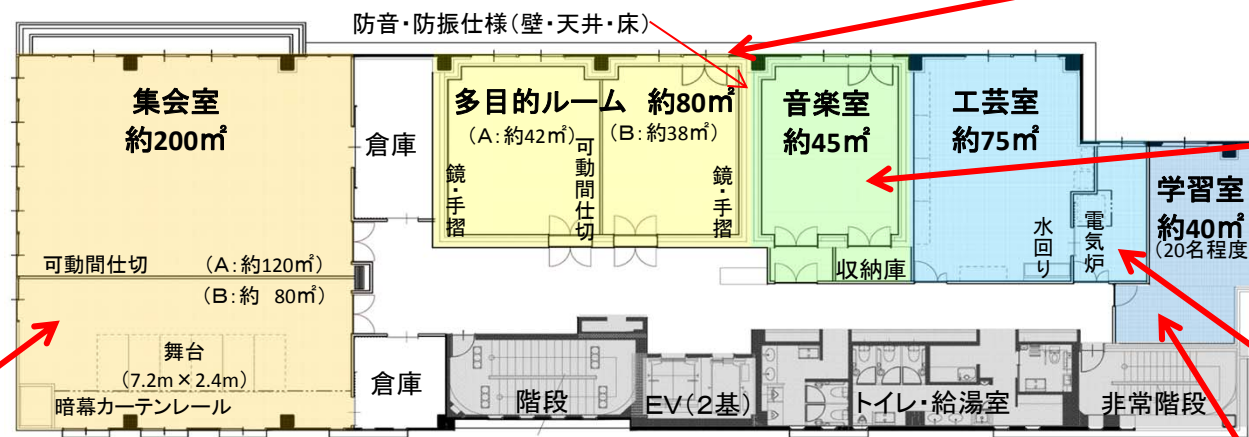
【屋上】



屋上広場



【7階】



多目的ルーム



音楽室



工芸室



学習室



集会室



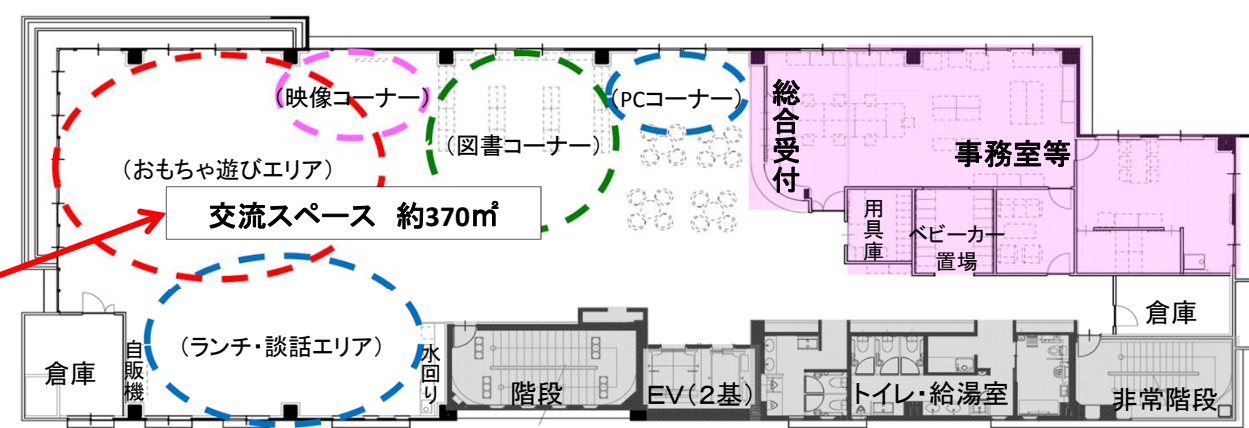
交流スペース



児童体育室



【6階】



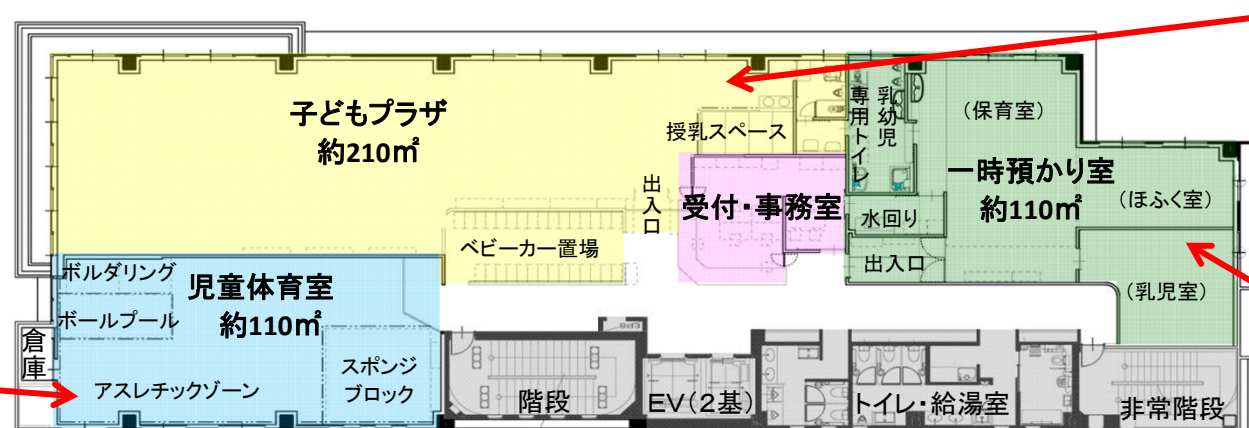
子どもプラザ



一時預かり室



【5階】



(仮称)福岡市青少年科学館の事業手法検討結果(案)

1. 検討経過

- 平成 24 年 10 月 (仮称) 福岡市青少年科学館基本構想を策定
 ・ 基本的な考え方, 事業活動/施設展開/管理運営の方向性
- 同 10 月 最適事業手法検討委員会の意見書
 ・ 科学館は展示など事業の性格上, 民間ノウハウを活用すべき
 → 指定管理や PFI などの手法の活用可能性が高い
- 平成 26 年 5 月 (仮称) 福岡市青少年科学館基本計画を策定
 ・ 目標像/管理運営の基本方針, 事業活動内容, 諸室構成 等

2. 手法の検討

(1) シミュレーション比較

平成26年6月議会報告でシミュレーションを行った一体整備/賃借入居方式の「指定管理方式」及び「PFI(BTO)方式」について、「従来方式」で実施した場合と比較し、検討を行った。

事業手法(※)	従来方式	指定管理方式 (6月議会2—①)	PFI(BTO)方式 (6月議会2—②)
発注方法	分離分割発注		設計 施工 運営一括発注
資金調達	公共 (起債/一般財源)		民間事業者 (民間資金)
公共負担額合計 (従来方式との差)	120.0億円 —	114.8億円 (▲5.2億円/▲4.3%)	111.5億円 (▲8.5億円/▲7.1%)
各年次の支出イメージ			
比較	▲ 公共負担額が大きい ▲ 突出した初期財政負担 × 民間ノウハウ活用なし	△ 公共負担額が軽減 ▲ 突出した初期財政負担 ○ 民間ノウハウの一部活用	◎ 公共負担額が最小 ◎ 財政負担の平準化 ◎ 民間ノウハウの活用

(2) 最適事業手法検討委員会の意見

平成 26 年 11 月の委員会で審議され、『初期投資費用の平準化効果が大きく, 民間ノウハウを最大限活用可能な「PFI(BTO)方式」での事業化が適当』との意見がまとめられた。



民間ノウハウ活用や, 財政負担平準化の面から, PFI(BTO)方式での事業化を進める。

※ 事業手法について

- 従来方式 … 分離分割発注方式のこと。設計・建設・維持管理・運営の分野のうちの個別業務について、仕様に基づき、設計図書を作成し、分離分割発注を行う。資金調達は、市が一般財源や起債、補助金等により行う。
- 指定管理方式 … 設計・建設については分離分割発注方式で行い、維持管理・運営については、仕様に基づき、包括的に発注を行う。資金調達は、市が一般財源や起債、補助金等により行う。
- PFI(BTO)方式 … 設計・建設・維持管理・運営を通して、一定の性能を定める要求水準書を作成し、一括して性能発注を行う。資金調達は、市が起債、補助金等により行う以外の部分について、民間事業者が金融機関からの融資等により行う。

3. 維持管理・運営期間の検討

民間事業者へのヒアリング等を通じて、以下のような意見が得られたため、維持管理・運営期間については、施設の開館から15年間とする。

- ・5年、10年の期間ではなく、長期にわたる地域連携のネットワークづくりや、職員の育成が重要だと考える。
- ・一方で、期間が長期になるほど、社会状況や経済情勢の変化、大幅な技術革新をはじめ、当初想定できない様々な事態が発生することが想定され、リスクが高い。
- ・大規模な機器更新スパンが15年程度であるものが多い。

4. 今後のスケジュール（案）

平成27年 3月	実施方針等の公表（第2委員会報告）
平成27年 6月	特定事業の選定（第2委員会報告） 債務負担行為議案
平成27年 7月	入札公告

(仮称)福岡市青少年科学館の基本仕様の方向性

福岡市はアジアのリーダー都市を目指しており、福岡の将来を担う子どもたちが夢を持ちながら、健やかに成長し、育つための環境づくりが必要である。そのため、大学や企業などと連携した福岡ならではの展示等により、基本理念を踏まえた科学館の目的の実現を図る。

<基本理念>

時代をこえ、世代をこえ、地域をこえて…
人と科学の出会いを通じて、学び、つながり、未来が広がる。

子どもたちの学力の向上

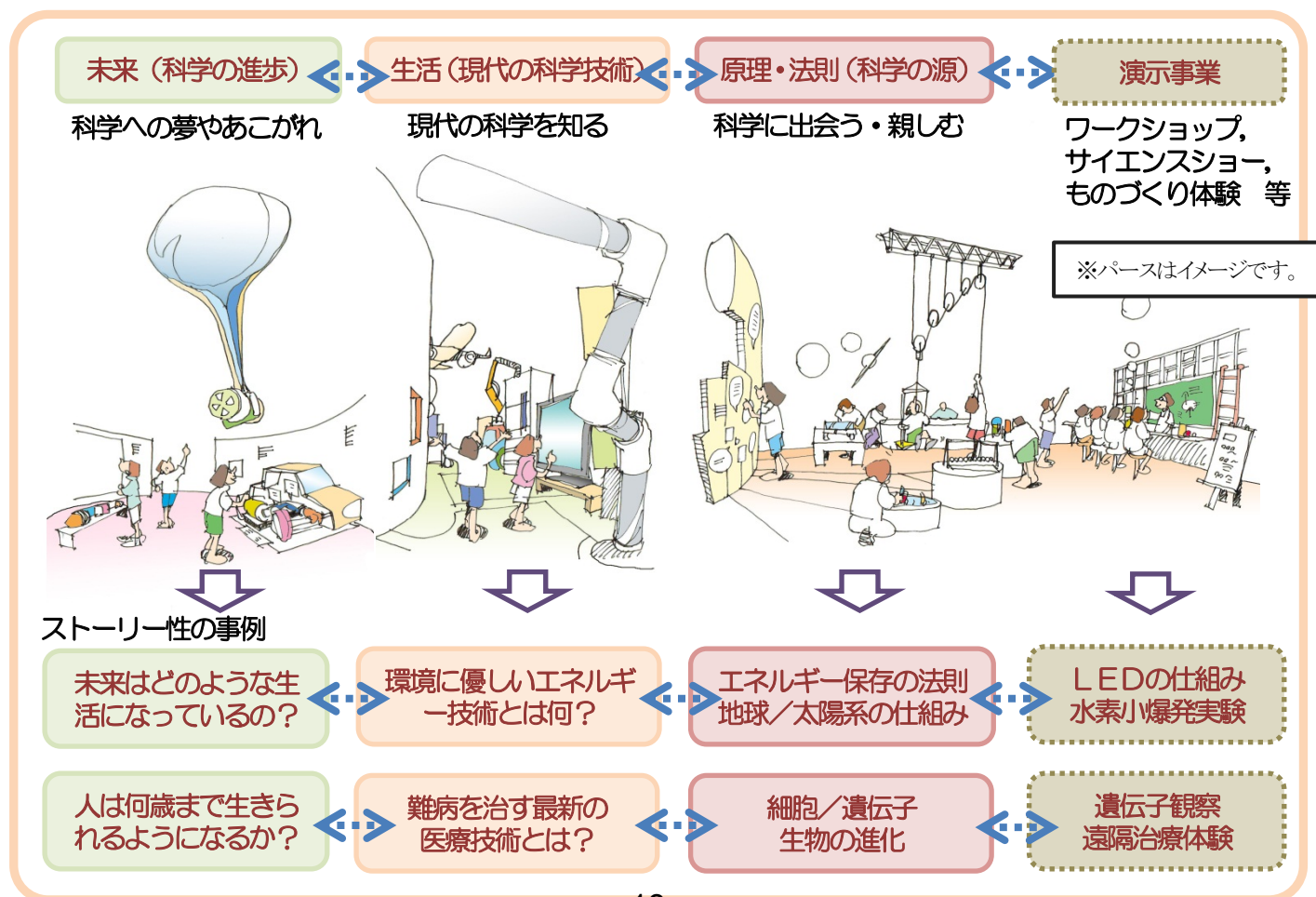
福岡の将来を担う人材の育成

1. 子どもたちの科学への興味・関心を誘うための展示・演示の工夫

展示に“ストーリー性”を持たせ、科学の『原理・法則』が、私たちの『生活』にどのように応用され、『未来』はどのように進化するかを見せることで、これまで見えなかった”科学のつながり”への気づきや発見を引き出す。

また、演示は同じフロアで展開するとともに、展示に関連づけたプログラムとすることで展示を補完するとともに、人との双方向性やライブでの体験により科学への興味・関心を深める。

その中で、福岡と関わりの深い、ロボットや水素エネルギー等の先端技術の研究を扱うなど、福岡らしい内容を取り入れるとともに、子どもたちや市民をはじめ、大学や企業、研究機関など、多様な主体と連携した展示づくり等を行い、福岡ならではの展示を展開する。



2. プラネタリウムは、立体的表現を駆使した宇宙の最新動向紹介やISS※交信などを実施。また、宇宙以外のプログラム上映や、コンサート連動企画なども多彩に展開

プラネタリウムは、全国的にみても星座解説主体のところが多いが、“福岡ならではの”科学館の特徴の一つとして、火星探査や地球外生命体探査など、最新の研究に基づく『宇宙』情報の発信や、宇宙ステーションとの交信、衛星打ち上げのパブリックビューイングなどを積極的に行う。

また、生命・遺伝子や地理・地学など、宇宙以外のプログラムの投影や、夜間プログラムとしてのプラネタリウムでのコンサート・演劇等の実施など、多彩な企画を展開し、プラネタリウムの特性を最大限活用する。

※ISS=国際宇宙ステーション

最新の宇宙情報	ISS※交信・衛星打ち上げ
 	 
宇宙以外のプログラム	コンサート、演劇など
 	 

3. 科学館が“福岡の科学の拠点施設”となるよう、福岡の人々のネットワークと連携

福岡では、様々な団体がいろいろな場所を使って、科学講演会や実験教室、科学イベントなどを実施している。科学館ではネットワークを結成し、こうした団体が科学館を活用し、科学に関する各種イベントを開催できるようにするとともに、科学館は、これらの団体や地域に出向いて各種イベントへの協力を行うなど、双方での連携を密にする。

また、相互に情報共有できるプラットフォームを整備する。

福岡の人々による科学館ネットワークを結成し、相互連携を実施。

学校(小・中・高), 大学

各種市民団体, NPO

地元企業

市内外の公的施設, 博物館等

- 科学館各種事業への協力・出展・協賛・後援等
- ネットワークの各団体主催事業への協力・出展・協賛・後援等
- 共催事業の実施
- 科学館における各団体主催事業への場所の提供
- 相互の情報共有・発信機能の設置

(仮称)福岡市青少年科学館

参考資料 各階配置計画イメージ

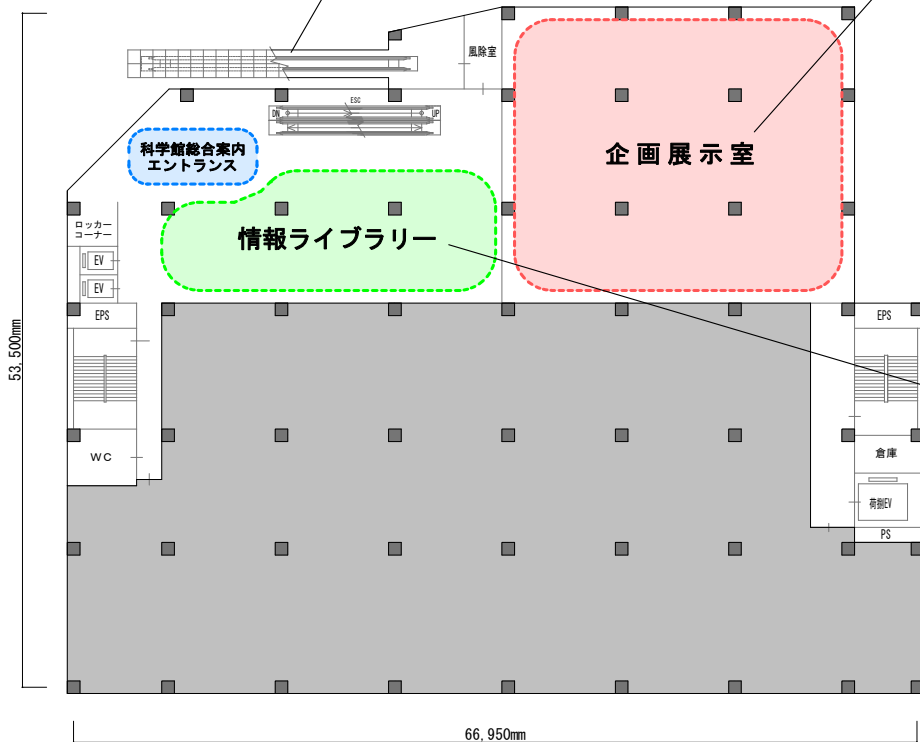
※現在の計画であり、配置等は変更の可能性があります。

- 展示ゾーン
- 学習・研修ゾーン
- 管理ゾーン

3階

・科学館直通エスカレーターの設置

・集客力のある大規模巡回展（例：恐竜展等）を実施

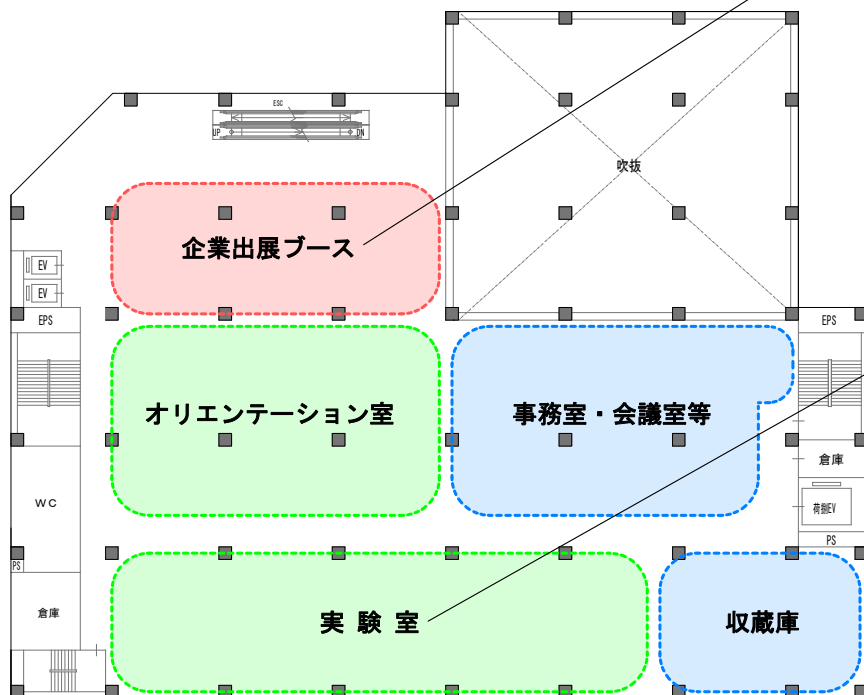


・子どもが科学図書に親しむ場



4階

・企業の協力により魅力ある科学展示空間を創造

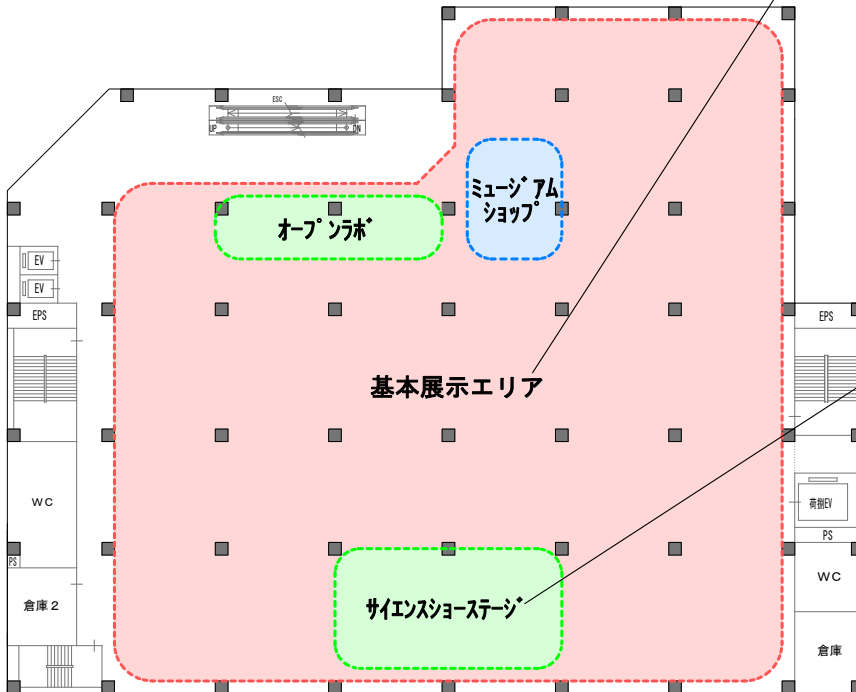


・小学校の一日学習受入やクラブ活動等を行う場



5階

- ・ワンフロアの基本展示等により、誰もが体験しやすいユニバーサルデザインを導入



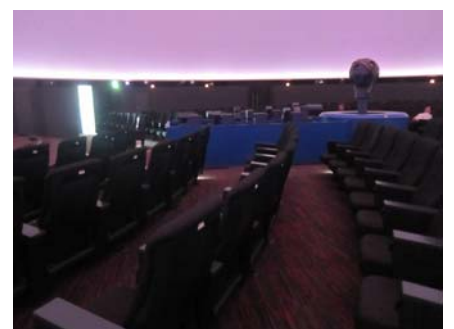
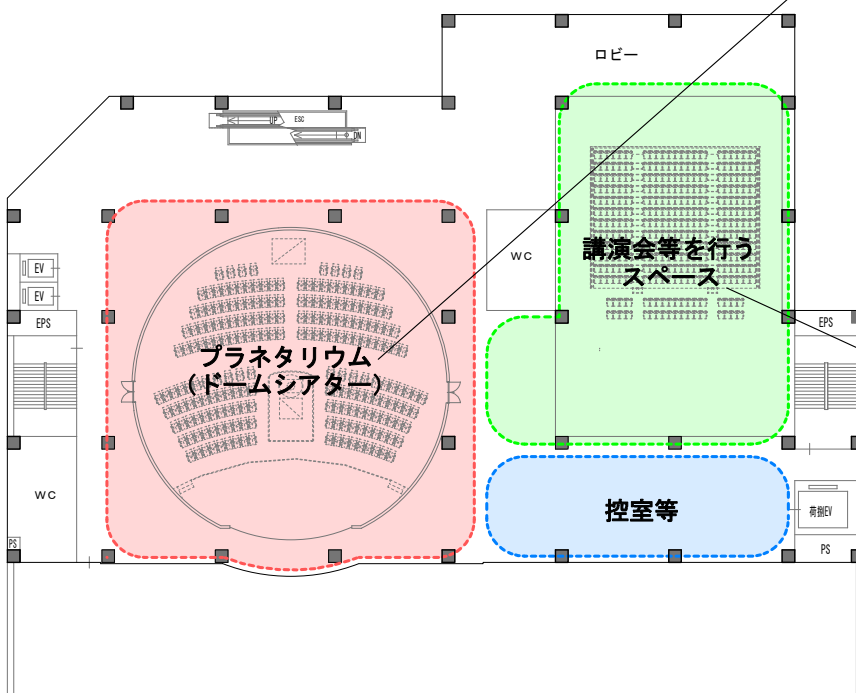
＜日本科学未来館 常設展示3F未来をつくる＞

- ・大規模な科学実験ショーを実施



6階

- ・パブリック・ビューイングやコンサート等、多目的に対応



- ・ロールバックチェアを採用し、多目的に利用

